資料４－１

養育園における児童相談所面会記録（総括）

県は、児童福祉法第２４条の３第２項規定により、障害児入所施設を利用している障害児の援護実施機関であるため、今般、児童相談所が利用者に対して面会を行った。

＜結果概要＞

１　今回の集計期間　　平成２５年１２月　４日から
　　平成２６年　１月２９日まで

２　面接件数　　７児童相談所　７３件

３　面接の概要

現在の生活状況や健康状態を中心に利用者本人から聴取。（概ね完了）

（聴取結果）

- 全体として、入所児童に、今回の虐待事件の影響は見られなかった。
- 虐待が疑われるケースや虐待の訴えがあったケースはなかった。
- 今後も、必要な支援を行っていく。